

宿泊所開設までの流れ

宿泊所事業の構想

- ・ 宿泊所とは、生活困窮者のために、無料又は低額な料金で入居させることを目的とした施設です。
- ・ 条例等の規定をよく理解し、どのようなサービスの提供を行なっていくのかを検討してください。

事業の具体化
・ 地域及び物件の選定
・ 事業計画
・ 収支予算計画

- ・ 施設運営に関する事業内容や収支計画等を具体的に検討します。
- ・ 物件の選定にあたっては、建築基準法令や消防法令に適合した建築物でなければなりません。（一般的に宿泊所の建築用途及び消防用途は、「寄宿舎」又は「共同住宅」です。）
- ・ 宿泊所の定員は、5人以上でなければなりません。
- ・ 入居者の多くは、ホームレスを含めた生活困窮者です。どのようなサービスを提供し、支援を行なうのか、明確な考え方が大切です。

東京都への事前相談
・ 事業計画
・ 施設概要
・ 運営規程

4か月前まで

- ・ 具体的な事業の計画及び運営規程ができたなら、まずは東京都へ事前相談をしてください。

施設所在地を管轄する福祉事務所、建築所管部署及び消防署等と協議
・ 管内における需要
・ 利用方法について
・ 住民説明の方法 など
・ 建築法令及び消防法令について

- ・ 福祉事務所管内において、宿泊所の需要の有無を確認し、事業運営が可能か。また、利用の方法についても事前に協議し、事業運営に反映させてください。
- ・ 住民への説明について、福祉事務所のアドバイスを受け行なうようにしてください。
- ・ 事業運営を行う施設が、建築関係法令及び消防関係法令等を遵守しているか事前に建築所管部署及び消防署と協議してください。

近隣住民への説明

- ・ 宿泊所の開設にあたって、近隣住民の理解を得ることは非常に重要です。住民への説明状況については、適宜、都や福祉事務所に連絡しながら、次の準備を進めるようにしてください。

開設準備及び届出
・ 物件の賃貸契約
・ 工事の着手
・ 届出書類の準備

1か月前まで

- ・ 開設準備は住民の理解を十分に得られてから開始するようにしてください。特に理解を得る前に事業を開始することなどはトラブルの原因となりますので注意してください。
- ・ 事業の開始前に開始届及び添付資料を東京都へ提出してください。

事前調査
・ 設備、運営基準の確認
ほか

- ・ 開設準備が整ってきたら、現地にて都による事前調査を実施します。条例等の示す設備及び運営基準等について現地で確認し、居室面積を実測し確認を行います。

事業開始

事後調査
・ 事業運営状況の確認

- ・ 事業開始後、約1ヵ月後に事後調査を実施し、運営状況を確認します。